

# 平成 31 年第 1 回農業委員会総会議事録

平成 31 年 1 月 7 日  
宮崎市農業委員会

1. 日 時 平成 31 年 1 月 7 日 (月)

午後 3 時 0 分開会

2. 場 所 第四庁舎 9 階会議室

3. 付議事件

[ 議 案 ]

議案第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地の権利取得後の下限面積  
の設定について

議案第 2 号 農地法第 3 条許可について

議案第 3 号 農地法第 4 条許可について

議案第 4 号 農地法第 5 条許可に係る事業計画変更について

議案第 5 号 農地法第 5 条許可について

議案第 6 号 非農地証明について

議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 8 号 宮崎市農業委員会事務局規程の改正 (案) について

[ 報 告 ]

報告第 1 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項第 7 号)

報告第 2 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項第 6 号)

報告第 3 号 専決処分の報告について (農地法第 3 条)

報告第 4 号 専決処分の報告について (農地法第 4 条第 1 項本文)

報告第 5 号 専決処分の報告について (農地法第 5 条第 1 項本文)

報告第 6 号 申請の取り下げ・許可書等の返戻について

報告第 7 号 相続等による権利移動について (農地法第 3 条の 3)

#### 4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 久保田 章 生
4 番 井 野 義 美	5 番 鬼 塚 健 太	6 番 川 越 定 光
7 番 松 元 明 彦	8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実
10 番 長 友 紘 子	11 番 川 崎 正 信	12 番 川 越 正 彦
13 番 茜ヶ久保 加 代	14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博
16 番 片 上 英 行	17 番 比 惠 島 章 之	18 番 川 越 達 也
19 番 秋 山 広 美	20 番 前 田 峰 子	21 番 中 村 和 寛
22 番 外 蘭 香	23 番 井 田 勝 美	24 番 小 玉 利 光

#### 5. 欠席委員

な し


6. 事務局出席者

局 長	小八重 和 久	副主任兼農地調整係長	矢 野 勇 一
次 長	日 高 国 弘	農地調整係主任主事	岡 本 妙
総務係主事	加 野 歩 夢	農地調整係主任主事	押 川 恭 範
総務係主事	平 下 拓 実		

7. 市長部局出席者

な し

署名委員

議長 松田 美 

委員

川崎 和久 

委員 比叟島 章之 

午後 3 時 0 分開会

○議長（松田） これより平成 31 年第 1 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、8 番川崎和久委員、17 番比恵島章之委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明をいたさせます。

○事務局（日高） まず、本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでどおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面をごらんください。

本日は 8 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 1 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地の権利取得後の下限面積の設定については 1 件、議案第 2 号農地法第 3 条許可については 28 件、議案第 3 号農地法第 4 条許可については 4 件、議案第 4 号農地法第 5 条許可に係る事業計画変更申請については 2 件、議案第 5 号農地法第 5 条許可については 17 件、議案第 6 号非農地証明については 1 件、議案第 7 号農用地利用集積計画の決定については 49 件、議案第 8 号宮崎市農業委員会事務局規程の改正（案）については 1 件、以上、審議件数は 103 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農用地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、16 万 3,333 平方メートルでございます。そのうち、委員のかかわりによる農地集積面積は、10 万 5,839 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） これより議案審議に入ります。

議案第 1 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地の権利取得後の下限面積の設定について、1 ページを議題とします。

○事務局（岡本） 議案第 1 号農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による農地の権利取得後の下限面積の設定について説明いたします。

農地法第3条の許可を得て農地を取得しようとする者は、農地法第3条第2項第5号の規定により、原則50アール以上の農地を耕作することが許可に必要な要件となっております。

この規定の中で、例外的に、下限面積を農業委員会独自に設定できる場合もあるとされております。それは、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、基準の範囲内で別段の面積を設定し、公示した場合です。

また、農林水産省の通達「農業委員会の適正な事務実施について」により、農業委員会は、毎年、下限面積の設定または修正の必要性を検討することとなっております。

そこで、本年初めに、平成31年の宮崎市における農地法第3条の規定による農地の権利取得後の下限面積について審議させていただくものです。

農林水産省令で定める基準については、農地法施行規則第17条に規定されております。その基準の主なものは、1つ目、面積を設定しようとする区域が自然的経済的条件から見て、営農条件がおおむね同一の区域と判断されること、2つ目が、設定面積はアール単位とし、最低でも10アール以上であること、3つ目が、設定した区域内における下限面積未満の経営体数が全体の40%を下回らないことです。

それでは、宮崎市全体で下限面積を設定する場合について説明します。

議案の参考資料をごらんください。2015年農林業センサスによりますと、宮崎市内で50アール未満の耕作面積を持つ経営体数は、全農家経営体数の21.3%（4.4%＋16.9%で合計21.3%）しかありません。農林水産省令の基準に従いますと、50アール未満の経営体数が40%を超えていないため、50アール未満で下限面積を設定することはできないこととなります。よって、従来どおり下限面積を50アールに設定することについて、御審議をお願いするものでございます。

また、以上の基準のほかに、1つ目、当該設定区域内に遊休農地が相当程度存在すること、2つ目に、50アール未満の農地を耕作する者が増加しても地域の営農に支障がないこと、この2つの要件に該当する場合は、先ほどの3つの基準にかかわらず、新規就農を促進するため、適当な面積を設定することも可能となっております。県内の市町村の中には、この規定により、空き家バンクに附属する特定の農地に限定して、

下限面積を設定しているような例もございます。

なお、例えば今後、宮崎市内全体または一定の区域において、新規就農を促進するために適当な別段の面積を設定することも可能かと思われませんが、区域の設定をどうするのか、また具体的な下限面積の数値をどうするのか等につきましては、今後、各地域や地区での慎重な協議・審議を経た上で、総会で審議を行うことが必要と思われます。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○13番（茜ヶ久保委員） 説明が十分理解できていないところもあるのですが、農地を取得する場合に、50アール以上でないと農地を売買できない、買い取ることができないということなんですか。あともう一つ、例えば露地野菜では50アール以上、農地を取得することは可能だと思うのですが、施設園芸では、新規就農者の場合、そういう面積を取得することは非常に難しいと思うのですけれども、そのところについて説明をお願いいたします。

それと、先ほどの説明がよくわからなかったもので、もう少し簡単に、説明をしていただけるとありがたいです。よろしくお願いたします。

○事務局（岡本） 質問の1つ目ですけれども、まず3条許可で農地を借りたり買ったりする場合には、基本的に50アール以上耕作地がないと許可がおりないという要件になっておりますが、農地法施行令で例外規定が2つほどございまして、1つが、ハウスを建てて施設園芸をされる場合は、宮崎市では、50アール以上なくても20アール以上あれば許可が可能となっております。2つ目が、50アール以上はないんだけど、その買おうとしている、借りようとしている農地に、通路などが全くなく、隣接農地の所有者が一体的に利用しなければ、ほかに耕作する人が物理的にいないというような場合に、例外的に隣接地の所有者のみに50アール以上なくても取得を認めるというようなケースがございます。こちらの2つが例外的に50アール以上なくても許可を出すようなケースです。

こちらの議案についてですが、農地法上は基本は50アールというふうになっているんですけれども、例外的に農業委員会が独自に50アール以下で定めることもできる



という規定がございます。ただ、何の基準もなく独自に設定ができるということではなくて、農林水産省令で様々な基準が定められております。先ほどの説明の中で、センサスのデータを出ささせていただきましたが、例えば宮崎市の場合は、50アール以上持っている農家の経営体数の割合が全体の78.7%となっております。反対に、50アール未満の経営体数の割合が21.3%となっております。宮崎市の場合は、農林水産省令で独自に農業委員会で定めようとしたときに、この割合が、例えば30アール未満の経営体数が45%以上あれば、30アールまで下限面積を下げて設定するようなことも可能ですが、現在の農林業センサスの状況でありますと、50アール未満の経営体数が40%を上回っていないので、独自にこの基準の範囲内で50アールの設定を下げるということが、基準の中では難しいということがございます。以上です。

○13番（茜ヶ久保委員） わかりました。ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○22番（外菌委員） 去年も質問させてもらったんですが、先ほど去年とは違った事務局の説明があったようで、ちょっと気になりました。空き家対策の話の中で、宮崎市全体の中で地域によって、もうちょっと下限面積を下げることも協議の上で云々の話をされたんですが、どのくらいの思いを持って事務局としてはお考えなのかということ、先ほどの宮崎市は50アールが適当だという話は何回も聞かされているのでわかっているんですが、全国的には、県内でもありますが、空き家対策と称して、非常に面積の少ない、10アール、下手すると1アールでもいいというようなところも全国ではあるようです。これは多分農地を買いやすくして農業者をふやすという大きな目標があつてのことだと思いますが、一般の市民なり農業を始めようとしている人たちに50アールないとだめなんだというような話をすると、それは農業者たちだけが決めている勝手なルールだというような言い方を毎回されるものですから、このことは、1年に一回審議しないといけないのか、何年に一回しないといけないのか知らないんですけど、真剣に考えないといけないことだとは思っております。

先ほど途中になったんですが、事務局で言われた地域によって下限面積を設定するという、その考え方を詳しく説明していただきたいと思います。

○事務局（矢野） 外菌委員のお尋ねにお答えいたします。

先ほど申し上げた全体の経営体数の40%というのとはまた別の考え方でありまして、新規就農を増やすために、ある一定の区域を区切って、この区域では農業の経営体が大変不足している、さらに農地の遊休化も深刻だということで、そのために、農地の権利の取得に対する下限面積の要件を弾力的に50アールより下げることによって、農地の保全や有効利用を図ることがどうしても必要な地域において、新規就農を促進するために適当と認められる面積に設定されているようでございます。この場合は、外菌委員がおっしゃったように、10アールを下回ることも可能となっております。全体的に市内でそういった区域は多く存在するのではないかというふうにお考えの方もいらっしゃると思いますけれども、ここで言う区域というのは、いわゆる50アールの要件に満たない規模を持つ農地の利用者の方が増えても、その設定の区域や周辺の集団的な農地の利用や農作業の共同化等に支障を及ぼすおそれがない規模の区域で、地域の農地の保有や利用の状況及び将来の見通し、当該区域、周辺地域の農業者の営農に関する意向を十分に考慮して判断する必要があると考えております。

ただ、下限面積の設定というものは、今の農業委員会の必須事務であります農地利用の最適化の推進の柱である担い手への農地利用の集積と相反する部分もあるのではないかと考えておりまして、慎重に検討する必要があると考えております。ただ、市内の地域によって、そういったお声が出れば、設定の方法やどのように進めていくかなどについて協議をさせていただきたいと思っております。以上です。

○22番（外菌委員） よくわかりました。我が地域では非常に空き家が多くて、耕作放棄地も多いんですが、そういうふうになることがよくあるものですから、それと先ほど言った、我々50代後半になりますが、定年が間近になってくると、農業をやってみたいというような気持ちの人たちもおられるのも事実でありますので、そこら辺、弾力的にという言葉もお使いになりましたが、またそういう協議のときには、ぜひ参加させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第2号農地法第3条許可について、関連する案件がありますので、2ページから3ページの6番までを議題とします。

○事務局（岡本） 農地法第3条許可について説明します。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

なお、認定農業者等が受人となっている案件につきましては、その旨を備考欄に記載しております。

今回、5名の認定農業者が基盤強化促進法ではなく、3条申請となっております。3ページの8番が市街化区域の農地の貸借である案件、6ページの14番が売買代金を既に支払っていた案件、7ページの17番、18番が売買価格が地域の相場と異なっていた案件、9ページの25番が既に行政書士に依頼していた案件となっております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号1番から3番をごらんください。

関連がありますので、あわせて説明します。

本案件は、平成30年10月に破産手続を開始した法人について、賃貸借していた農地、所有している農地を引き継いで営農する案件です。いずれも受人が新規就農法人による申請で、先日の地区別連絡会にて新規就農法人の紹介資料をお配りしております。

番号1番、2番は、現在、サッカークラブのサポート事業を行っている法人が、新たな進出事業として新規就農するものです。

また、本案件は、解除条件付で農地を賃貸借する申請です。通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人としてさまざまな要件を満たさなければなりません。要件の例として、農業の売り上げが法人全体の売り上げの過半を占める、などがあります。この法人の場合、農業の売り上げがサッカークラブのサポート事業を上回る見込みがないため、この要件を満たすことができません。

ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があります。この規定を適用する場合、「農地を適正に利用しない場合は、すぐに貸借契約を解除して農地を返却する」などの条件をつけての許可になります。この解除条件付貸借許可の場合、下限面積要件に加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農業に常時従事する者がいること、などの要件があります。

本案件は、地域での役割分担として、地域の取り決めの遵守や話し合いへの参加等を確約しております。

また、受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で、受人の総経営面積が1万812平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての各要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

また、番号3番は、福岡県糸島市で営農している法人が、宮崎市で新たに事業を拡大する案件となっております。この法人は農地所有適格法人としての各要件を全て満たしており、議案として上程させていただいております。

次に、番号4番から6番をごらんください。

関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件は、新規就農者による申請です。受人は平成10年から平成17年まで池内町で農作業の手伝いをしておりましたが、結婚により西米良村へ移住後、再度農業への意欲が出てきました。現在、住居も職場も西米良村内ですが、申請地まで通って甘藷を栽培する予定です。

申請は代理人である行政書士を通じて行っております。先日の地区別連絡会にて新規就農紹介をさせていただいた時点では、番号6番の貸人でもある池内町在住の父の家に農機具が置いてあり、父の農業を手伝っていた経験がある、また、実家から池内町や芳士の農地へ農機具を移動させて営農する計画であると聞いておりました。

地区別連絡会にて新規就農者の紹介後、各地区より、受人の父の営農状況や農機具の所有状況、また本人の農業経験について疑義があるとの御意見を幾つもいただきました。再度、地元委員を中心に受人の父に確認を行ったところ、営農していたのは受

人の祖父であり、父は農機具等を所有していないことが判明しました。

そこで、改めて本人に直接電話で確認を行いましたところ、営農経験は祖父等の手伝いであるとの訂正がありました。また、農機具については、全て業者よりリースして耕作する予定であり、通作については月のうち1週間程度、父の家に泊まりながら行う予定で、税務署等にも手続を行い、適正に営農を開始する計画であるとの聞き取りを行いました。

また、番号4番については、現況地目が山林原野となっております。申請地は、長年耕作放棄され、雑草や低木が生い茂っていましたが、最近、所有者が木や草をなぎ払っております。ですが、農地として使用するには、トラクター等による耕うん作業が必要な状態です。受人に、申請地を農地に復元し、甘藷を栽培する旨の確約を聞き取りしており、また、現地は第1種農地であるため、農地としての利用しかできない旨も了承済みです。

本案件は、受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で、受人の総経営面積が5,343平方メートルとなることから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○3番（久保田委員） ただいま説明がございましたけれども、現況が山林原野ということでありましたが、先月27日に事務局と推進委員とで現地を確認に参りました。今から40～50日ぐらい前までは、恐らく接道からは見通すことができないぐらいの原野で、木立が立っていたであろうというようなことがうかがい知れるわけでございますけれども、現在は、トラクターで耕うんし、今まで営農がされていたような現況になっていることがうかがい知れます。ただ、大きな切り株が多少残っておりますけれども、これも作付までには必ず除去し、きれいに整地して、それから作付をするということで確約をとっております。これだけの面積の山林原野がきれいに整備されるということは、このほかにも点在する、山林原野にも何らかのアピールができるんじゃないか、そのことがきっかけとなって、耕作放棄地が解消に向かうような、そういう第一歩になればいいというような考えでおります。

それと、農業機械の点で事務局といろいろお話をいたしました結果、本人の希望としては、リースで賄うということでもありますけれども、父親の兄弟、いわゆる本人から見ればおじさん、おばさんになるわけですが、そういった方が、池内町で営農、農業をされております。そういったおじさん、おばさんたちがすぐにでも行って手伝うよというような、そういう体制もしっかりとれておりますし、夫の両親が西都に住んでいるということで、20分ぐらいで現地に通えるのではないかとということで、繁忙期にはそれなりの対策を整えているということも確約されております。

そういった意味で、新規就農者として、それだけ強い気持ちで、そういった荒廃農地を、所有者と一緒に取り組んで今まで整備をされてきている関係から、営農への強い意志が、意欲があるんじゃないかなというような見受け方ができるんじゃないかと思います。

○23番（井田委員） 3番の破産した法人は、これは最初清武町に来る予定で、農地までちゃんと借り受けができて、ハウスを建設する前までいったんですけれども、ちょっと付近の人の反対がありまして、ここに移転したわけですがけれども、まだ3年ぐらいだと思っただけですね。実際この法人自体は、たしか親会社が、大きいところだったですよ。そして、なぜ3年ぐらいで破産したのかをお聞きしたい。

○事務局（岡本） 井田委員の御質問にお答えします。

親会社の破産については、ニュース等にもなっておりましたが、親会社が集金のために様々な事業を行って、結果的に潰れてしまったということです。破産した法人自体は、直接的に営農がうまくいかなかったというよりも、親会社が破産してしまったので、連鎖的に破産せざるを得なくなったというような状況と聞いております。以上です。

○23番（井田委員） 今から先も、こういう企業さんが「ハウスを建てていろんなことをやりたい」と来られた場合、私たちも農業委員として、農家も田んぼをつくるよりも、ある程度の値段で貸したほうがましだという考えがあるわけですね。しかし、こういう事例を見ると、果たしていいのかなと、私たちも不安になるわけですね。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページから4ページの9番までを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、4ページから5ページの10番を議題とします。

○事務局(岡本) 番号10番をごらんください。

受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で、受人の総経営面積が8,876平方メートルとなり、法第3条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

なお、受人はこれまで10年ほど父の農地で農業を手伝っており、今回、経営移譲のため、贈与する案件となっております。

なお、同様の経営移譲のための案件が5ページの12番にあり、父から子へ使用貸借する案件となっております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、許可することに決しました。

次に、5 ページを議題とします。

○事務局（岡本） 番号 11 番をごらんください。

本案件は、新規就農者による申請です。受人はこれまで 10 年ほど父の農業を手伝っており、野菜の店頭販売を手伝う中で、本格的に営農したいと考えるようになりました。現在、住所は芳士ですが、跡江に農家住宅を建築する計画があります。また、先月 12 月 25 日に税務署に青色申告の承認申請と開業届を提出しており、自分が経営主として営農を開始しております。申請地では水稻を栽培する予定です。

本案件は、受人の耕作面積がゼロ平方メートルとなっておりますが、今回の申請で、受人の総経営面積が 5,968 平方メートルとなり、法第 3 条の農地の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程させていただいております。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、6 ページから 7 ページの 16 番までを議題とします。

○事務局（岡本） 番号 14 番をごらんください。

本案件は、法人が所有する農地についての売買の案件です。この農地は、もともと農業生産法人が所有していた農地ですが、平成 27 年 6 月 1 日にこの法人が渡人である法人に合併され、渡人が所有することになったという経緯があります。渡人は電気工事業などを行う法人であり、営農はしていないため、農地を所有するための各要件を満たしておりません。今後も営農する予定はないため、現在、ほかの所有農地についても、売却等について指導中です。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）



○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、7ページから8ページの18番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、8ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、10ページから11ページの29番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第3号農地法第4条許可について、12ページを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第4条許可について説明いたします。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

なお、番号1につきまして、始末書付の案件となっておりますが、本案件は、農地法の許可を得ずに植林を行っていたことから、追認申請に及んだものでございます。始末書の提出もあり、立地基準、一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第4号農地法第5条許可に係る事業計画変更について、13ページを議題とします。

○事務局（押川） 事業計画変更につきましては、農地法関係事務処理要領により、転用許可後に、転用事業者が、転用目的の変更を希望した場合、また転用事業者にかわって、転用を希望する者があるときには、事業計画変更申請を行わせ、変更の承認について審査することとされています。

計画変更の承認に当たっては、変更後の周辺農地への影響や事業の実現可能性等が、

変更前と比較して同程度であるか、変更後の事業も転用許可基準により許可相当と認められるかについて審査しています。

それでは、番号1をごらんください。

申請人は、宮崎市田野町乙に本拠を置く土木工事業などを営む法人です。本申請は、申請地を宮崎県中部農林振興局発注の畑地帯総合整備事業の現場事務所などとして一時利用するため、平成30年9月14日付で、平成30年12月19日を期限とし、農地転用の許可を受けておりましたが、工期が延長となったことから、平成31年1月31日まで利用期間を延長申請するものです。

申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、現状のまま利用し、新たな造成などは行わず、雨水は地下浸透及び水路に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われま

す。なお、番号2につきましても、番号1と同様に、公共工事のための現場事務所などとしての一時利用案件でございまして、工期の延長に伴う利用期間の延長申請となっております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第5号農地法第5条許可について、14ページから15ページの4番までを議題とします。

○事務局（押川） 農地法第5条許可について説明いたします。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性等に適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、

係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しております。

それでは、主な案件について説明いたします。

番号1をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市青島6丁目在住の農家、受人は宮崎市月見ヶ丘3丁目に本拠を置く土木・建築工事業などを営む法人です。申請地は、宮崎市青島5丁目にあります宮崎市立青島小学校から南東に約100メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地を宮崎市発注の耐震性貯水槽新設工事に伴う露天資材置場として一時利用したく申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業振興地域の「農用地区域内」にありますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しております。申請地の周囲は農地と接しておりますが、現状のまま利用し、新たな造成などは行わず、雨水は東側道路側溝に放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

次に、番号2をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字跡江在住の農家、受人は宮崎市大字跡江に本拠を置く農業を営む法人です。なお、渡人は、受人である法人の代表者の父親であり、同法人の役員を務めております。申請地は、宮崎市大字跡江にあります宮崎市立生目中学校から北東に約800メートルの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に同法人が栽培するミニトマトの集出荷施設などを建設するため、申請に及んだものです。なお、申請地は、集出荷施設などを建設するため、既に盛土とブロック設置工事に着手していることから、始末書の提出を受けております。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で「第2種農地」です。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、周囲にブロック塀を設け、土砂の流出を防止し、雨水は道路側溝に放流、排水は公共下水道にて処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しております。

なお、17ページの番号15につきましても始末書付の案件となっておりますが、同案件は農地法の許可を得ずに農家住宅を建設していた案件であり、立地基準、一般基

準などを満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、15 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、16 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、17 ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、18 ページを議題とします。

○事務局（押川） 番号 17 をごらんください。

申請人のうち、渡人は宮崎市清武町今泉在住の農家など 4 名、受人は都城市栄町に本拠を置く不動産業や建設業を営む法人です。申請地は、宮崎市清武町今泉乙にあります清武南インターチェンジから南東に約 900 メートルの場所に位置する土地で、宮崎市清武町の南部にあります丸目地区の集落内にある農地です。本案件は、申請地を宅地開発し、建売住宅 8 棟を建設するため、申請に及んだものです。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小集団の農地で「第 2 種農地」です。申請地の周囲は一部農地と接しておりますが、住宅建設地の周囲にはブロック塀を設け、土砂の流出を防止し、雨水は既存及び新設する道路側溝に放流、生活排水は合併処理浄化槽により処理する計画となっていることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。

なお、建物の建築を目的とした農地転用につきましては、都市計画法の開発許可と同時に許可することとされており、開発許可の見込みがない場合には、通常申請を受理しておりません。市街化調整区域における住宅建設などの開発行為は、一定の要件を満たす方の農家住宅や分家住宅などに限って許可され、建売住宅など、その建物を利用する方が決まっていなような場合には許可されませんが、申請地は市街化区域や市街化調整区域といった線引きのない都市計画区域外となっており、開発許可が不要であることから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○1 番（日高委員） ただいまの 17 番の件ですけれども、都市計画区域外となっておりますけれども、場所はどの辺になるんですか。

○事務局（押川） 場所は宮崎市清武町の南部で、新しくできた清武南インターチェンジは御存じでしょうか。乳岩亭とか丸目地区。

○1 番（日高委員） あの辺は丸目地区ですか。

○事務局（押川） はい、あのあたりです。

○1 番（日高委員） 都市計画区域外がそこ辺にあるわけですか。

○事務局（押川） 都市計画区域の線引きの外側になるので、いわゆる都市計画法の適用がないエリアでございます。以上です。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○13 番（茜ヶ久保委員） 16 番の地上権というのが権利としてあるんですけども、これは売買も賃借もない形、地上権という、今まであったのかもしれないんですけど、私としては初めてだなと思ひまして、こういう権利について、ちょっと御説明をお願いいたします。

○事務局（押川） 通常は賃借権とか使用貸借権が設定されることが多いんですけども、地上権というのは、賃借権などと違って、登記簿に権利の設定をできることになっております。所有権の移転ほどではないんですけども、賃借権よりは、より強い効力が発生するような契約の方式になっております。

○13 番（茜ヶ久保委員） 賃借権よりも法律的には強い権利と。

○事務局（押川） 登記ができますので、権利の保全ができます。

○13 番（茜ヶ久保委員） わかりました。ありがとうございます。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第 6 号非農地証明について、19 ページを議題とします。

○事務局（矢野） 議案第 6 号非農地証明について説明いたします。

この非農地証明につきましては、登記地目が農地で、現況が非農地化していることを証明するものです。

非農地化の事由としては、主に、昭和 27 年の農地法施行以前から農地以外の土地であること、10 年以上耕作放棄され将来的にも農地としての利用が困難な土地、周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても利用することができないと見込ま

れる場合があります。

この1件の証明願の案件につきましては、12月19日に地元農業委員と現地調査を行った結果、申請どおり現況が農地でないと判断したところでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

議案第7号農用地利用集積計画の決定について、20ページから47ページまでの利用権設定分を議題とします。

本人にかかわる案件がございますので、鬼塚健太委員の退室を求めます。

（5番鬼塚健太委員退室）

○事務局（平下） 議案第7号農用地利用集積計画の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に規定されております、市の基本構想に適合することや農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられるため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、20ページの番号1番から47ページの番号43番までの43件でございます。内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が5件、新規設定が4件、賃借権の再設定が14件、新規設定が7件となっております。41ページの番号31番から47ページの43番までの13件は、宮崎中央農業協同組合が行う農地利用集積円滑化事業により転貸するものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。



(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

鬼塚健太委員の入室を求めます。

(5番鬼塚健太委員入室)

○議長(松田) 次に、48ページから51ページの所有権移転分を議題とします。

○事務局(平下) 農用地利用集積計画の申出のうち所有権移転につきましては、48ページの番号44番から51ページの番号49番までの6件でございます。

なお、番号47番の受人に関しましては、認定農業者と農地所有適格法人を取得しており、今回改めて基盤強化法により土地を取得するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長(松田) 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第8号宮崎市農業委員会事務局規程の改正(案)について、52ページを議題とします。

○事務局(押川) 宮崎市農業委員会事務局規程の改正(案)について説明いたします。

まず、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要について御説明いたします。

本日お配りしております資料、左上に資料1-1と書いてある1枚紙、お手元にご覧いただけますでしょうか。

こちらの配付資料は11月の地区連絡会でもお配りしておりますが、今回の法改正によりまして、中ほどの法律案の概要に記載のとおり、1の「相続未登記農地等の利用促進」と2の「底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱い」について定められました。

このうち、2の「底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱い」につきまして、農作物の栽培のために農業用ハウスなどを設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用には該当しないとするものでございます。

今回の規程の改正は、2の届出の事務処理に関するものでございます。

議案書の52ページの1の「局長の専決事項の追加」をごらんください。

今回の法改正に伴う農林水産省からの通知におきまして、農業用ハウスなどの底面をコンクリートで覆う場合に行う農地法第43条第1項の規定による届出がなされた場合、その処理については、農業委員会総会の議決を得ることなく、専決により事務処理を行うこととされたことから、事務局規程の局長の専決事項に文言の追加を行うものでございます。

2の「新旧対照表」をごらんください。

宮崎市農業委員会事務局規程の第8条第10号の届出の事務処理につきまして、2行目の下線部「及び第43条第1項」という文言を追加するものでございます。

なお、本届出の大まかな流れといたしましては、①農作物の栽培のために農業用ハウスなどの底面をコンクリートで覆う者は、農業委員会へ必要書類を添えて届出書を提出する。その次に、農業委員会は届出書の内容を確認し、受理・不受理を決定し、その旨を届出者に通知し、農業委員会総会において専決処理した旨の報告を行う。その次に、農業委員会は利用状況調査を行う際に、当該施設の設置状況などを調査する、というような流れでございます。

説明は以上です。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、承認することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（日高） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面をごらんください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第7号に係る専決処分の報告についてございまして、その数3件でございます。

報告第2号は、農地法第5条第1項第6号に係る専決処分の報告についてございまして、その数31件でございます。

報告第3号は、農地法第3条に係る専決処分の報告についてございまして、その数1件でございます。

報告第4号は、農地法第4条第1項本文に係る専決処分の報告についてございまして、その数2件でございます。

報告第5号は、農地法第5条第1項本文に係る専決処分の報告についてございまして、その数27件でございます。

報告第6号は、申請の取り下げ・許可書等の返戻についてございまして、その数1件でございます。

報告第7号は、相続等による権利移動についてございまして、その数8件でございます。

なお、報告第1号、第2号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄に専決日を記載しております。

報告第3号につきましては、買受適格証明後の農地法の申請に係るもの、報告第4号、第5号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松田) 御異議なしと認めます。よって、平成31年第1回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時10分閉会